

「史跡を活かしたまちづくり」 意見交換を行いました



▲第1回史跡関ヶ原古戦場整備計画ワークショップ（関ヶ原ふれあいセンター）

広報

せきがほら

7

2015 JUL.

No.612

主な内容

- マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります！…P 2～3
- 駅前観光交流館の愛称募集について
プレミアム20%お得!!「めちゃうれしい商品券」…P 4
- 関ヶ原町職員募集……………P 5
- 後期高齢者医療制度についてのお知らせ…P 6～7
- 空家・空地进行再活用しませんか？
今須農業集落排水に接続しましょう……………P 8



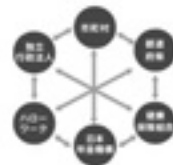
マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります!

1 マイナンバー導入の目的

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、以下のような効果が期待されています。

マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。



行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。



災害時の行政支援にマイナンバーを活用。



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

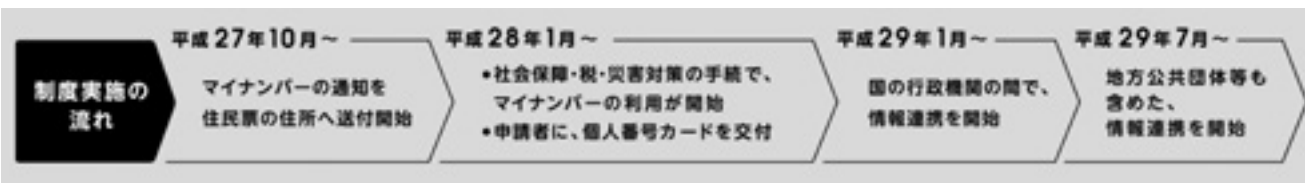


年金などの社会保障を、確実に給付します。



※行政手続において実際に国の機関や各市町村と情報の照会、提供が始まるのは平成29年7月からです(予定)。

2 マイナンバー導入のスケジュール



(1) 通知カードの発送 平成27年10月以降

平成27年10月から、国民の皆さま一人ひとりに12桁のマイナンバー(個人番号)が、通知カードにより通知されます。通知カードは、住民票の住所に送られます(通知カードの発送の詳細については改めて広報でお知らせします)。

(2) 個人番号カードの交付開始 平成28年1月以降

通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、役場窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。個人番号は無料で取得でき、本人確認に利用できる公的な身分証明書です。

「個人番号カードのイメージ」



表面に
氏名、住所、生年月日、性別、顔写真

裏面に
マイナンバー等が記載されICチップが搭載されたプラスチックのカードです!

(3) マイナンバーの利用開始 平成28年1月以降

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限ってマイナンバーが利用されます。民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

3 個人情報の管理について

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、下記のような様々な対策を講じます。

情報セキュリティを高める 安心・安全な仕組みづくり						
個人情報は分級管理	成りすまし防止	システムへの接続制限	マイナンバー保護評価	アクセス記録の確認	第三者機関の新設	罰則の強化
一元管理しないことで、平準式の情報漏えいを防ぎます。	行政手続などで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。	各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限、連携の暗号化も行います。	各機関がマイナンバーのシステム開発や連携を行う前に、実施します。	自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。	制度の運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会を設置しました。	マイナンバーの漏えいや目的外の収集には罰則が科せられる場合があります。

4 民間事業者様の対応について



民間事業者のみなさまもマイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ・健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出など




制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修	マイナンバーを適正に扱うための従業員研修や社内規程づくり	マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討
------------------------------	------------------------------	-------------------------

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報は [こちら](#) ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人[※]には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。



5 お問い合わせ先

ご不明な点は下記のマイナンバーのコールセンターまたは、内閣官房 社会保障・税番号制度のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>等をご覧ください。

公式サイト マイナンバー [検索](#)

お問合せ マイナンバー

☎ 0570-20-0178

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。


※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

問 役場 総務課 行政係 ☎ 43-1110

公式 Twitter

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

@MyNumber_PR



マイナンバー ツイッター [検索](#)

駅前観光交流館の愛称募集について

町の玄関口である駅前において、町民の方や観光客に対して休憩所やコインロッカー、トイレなどを配置し、更に駅前観光案内所も含めた「駅前観光交流館」を建設しており、町民の皆様身近で親しみやすい施設となるように、愛称を募集します。



【完成イメージ図】

【施設内概要】 観光案内所及び休憩所、
観光物販販売所、トイレ等

【応募方法】 応募用紙に以下の事項を記載して下記設置場所の応募箱に投函するか、郵送、FAX、メールで応募ください。

- ①施設の愛称(ふりがな) ②簡単な愛称の説明と理由 ③氏名(ふりがな)
④年齢 ⑤性別 ⑥郵便番号 ⑦住所 ⑧電話番号

※応募用紙は、下記設置場所にあります。なお、関ヶ原町ホームページからダウンロードできます。

※採用作品に関する諸権利は関ヶ原町に帰属するものとします。

※応募者の個人情報、関ヶ原町個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理し、本事業に関する以外は使用しません。

【応募用紙及び応募箱設置場所】

役場、ふれあいセンター、中央公民館、歴史民俗資料館、駅前街角案内所、笹尾山交流館(旧北小学校)

【応募期間】 7月1日(水)～7月31日(金)必着

【応募先】 〒503-1592 関ヶ原町大字関ヶ原894-58 役場 地域振興課 商工観光係

プレミアム「めっちゃうれしい商品券」 20%お得!! 7月15日(水)～販売

商工会では、地域経済の活性化を図り、日頃の消費者への感謝サービスの一環として、この度、関ヶ原町の補助を受けプレミアム商品券を発行します。1,000円の商品券12枚(12,000円分)1セットを10,000円で販売しますので、日頃のお買い物や修繕、リフォーム工事代金の支払などにも幅広くご利用ください。

販売期間 7月15日(水)から売り切れるまで
7月19日(日)は特別に販売
午前9時～午後5時(土日祝日は除く)
※7月15日から22日の間は、販売時間を
午後6時まで延長します。
(ただし、7月18日、7月20日の土祝日は除く)

販売場所 関ヶ原町商工会館
※7月15日のみ今須生活改善センター(午前9時～午後3時)でも販売

利用期間 平成27年7月15日(水)～平成28年1月14日(木)

購入限度 1人10セット(10万円まで)
総額6,000万円分販売

問 関ヶ原町商工会 ☎ 43-0270



例年、早い時期に
売り切れる傾向となっております。
お買い求めはお早めに!

平成28年4月採用

関ヶ原町職員募集

下記のとおり、関ヶ原町職員を募集します。

採用職種 管理栄養士 若干名

試験区分 ・昭和61年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた方

・学校教育法に基づく大学(これを同等以上の学歴を含む)を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの方

・管理栄養士免許を有する方、または取得見込みの方

※ただし、下記の各号に該当する方は受験できません。

①日本国籍を有しない方

②成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)

③禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの方

④関ヶ原町内において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

⑤日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはこの下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

受験手続 役場 総務課にて申込用紙を受け取り、期日までに提出

受付期間 7月6日(月)～31日(金)午後5時15分まで

(郵送の場合：7月31日(金)までの消印のあるものに限り有効)

試験日 第1次試験 日時 9月20日(日) 午前8時50分～受付開始 午前9時40分～試験開始

場所 岐阜県立岐阜総合学園高等学校

※市町村職員統一試験により、公務員として必要な一般的知能及び知識について、択一式による教養試験、事務適正検査及び栄養士専門試験

第2次試験 日時 11月上旬(予定) 場所 関ヶ原町役場 ※作文試験及び面接試験

問(申込先) 役場 総務課 ☎ 43-1110

「ツール・ド・西美濃2015」参加者募集について

西美濃地域の風土を肌で感じることで地域の魅力を発見するとともに、各市町・団体が連携し新たな地域ブランドを創造することができるサイクリングイベントを開催します。

開催日 9月20日(日)

メイン会場 大垣市浅中公園総合グラウンド

コース 西美濃地域2市9町をまわる約130km

募集人数 500名

募集対象者 16才以上の健康な男女で、本コースで完走できる自信のある方(未成年者の方は保護者の同意が必要です。)

エントリー開始 7月23日(木)

エントリー方法 インターネットまたはFAX(大会HPをご覧ください)

参加料 6,000円

特徴 OS(おもてなしステーション5か所)にて各市町の特産と人でおもてなし

注意事項 本大会は、スピードを競うレースではありません。まちなみや自然を楽しみながら、ポイント毎に決められた時間をグループで走っていただくサイクリングです。

ボランティア募集について

大会を支えていただくボランティアスタッフを募集します。このイベントは、各市町・団体・地域住民が連携し、西美濃地域の活性化に寄与することを目的としています。

ボランティアスタッフとしての温かいおもてなしで、サイクリストの皆さんをサポートしませんか。

問 公益社団法人 大垣青年会議所

☎ 47-8275

✉ info@ogaki-jc.jp

☎ 47-8276

🌐 http://www.tour-de-nishimino.jp/



後期高齢者医療制度 についてのお知らせ

● 保険証(被保険者証)を更新します

《7月31日まで・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成27年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成27年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

《8月1日から・うすい緑色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成28年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成28年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成27年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

後期高齢者医療の保険証は、関ヶ原町に住所を有するすべての75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で、広域連合の認定を受けた方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成27年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい青色からうすい緑色に変わります。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。

● 平成27年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成27年度の保険料は平成26年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成27年度の保険料

限度額57万円(年額)
100円未満切捨て

=

均等割額

被保険者1人当たり
41,840円

+

所得割額

被保険者の所得※ ×
所得割率 7.99%

※所得＝総所得金額等－33万円(基礎控除額)

● 平成27年度の保険料の軽減措置について

① 保険料の均等割額が世帯の所得によって下記のとおり軽減されます

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成26年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他各種所得がない場合）
8.5割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	「33万円（基礎控除額）＋ 26万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「33万円（基礎控除額）＋ 47万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯

● 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。

ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

● 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

② 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

③ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

被用者保険※の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称
(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

● 保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく特別徴収と口座振替や納付書でお支払いいただく普通徴収があります。

● 年金からのお支払い(特別徴収)

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

● 口座振替や納付書によるお支払い(普通徴収)

年金からのお支払いとならない方は、関ヶ原町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。便利で安心な口座振替がお勧めです。

● 保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。口座振替によるお支払いを希望される方は住民課にお問い合わせください。

● 保険料のお支払いが難しいとき

住民課では、保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

空家・空地进行再利用しませんか？



空家・空地情報提供制度をご活用ください！

町内に存在する空家、空地进行売りたい(貸したい)方が物件情報を登録し、その情報を買いたい(借りたい)方に提供し、町が橋渡し役をすることにより、町への定住促進を図ることを目的に、「空家・空地情報提供制度」があります。

近年、「関ヶ原に住みたい！」という方からのお問い合わせが増加している一方で、空家の登録がなく情報を提供できていないのが現状です(H27.6月末現在、空家の登録数1件)。

地方での人口減少が進む中、町としましては移住者の受け入れを積極的に進めるなど、町内に点在する空家・空地进行有効利用できればと考えております。

空家・空地の活用をご検討されている方は、空家・空地情報の登録をよろしく申し上げます。

手続き

- 登録希望者が空家・空地登録票を役場 地域振興課へ提出。
(登録票は、町ホームページまたは地域振興課にあります。)
- 町が空家・空地台帳に登録し、ホームページまたは役場 地域振興課にて情報を公開。
- 売買・賃貸希望者は、掲載された情報により、登録者と直接交渉。

注意

- 町は仲介を行いません。また、売買・賃貸等の交渉、諸費用負担、契約の手続き等も全て当事者間で行うこととし、町は関与しません。
- 登録できる物件は、家屋は住居及びその附属建物(物置等)とし、土地は宅地(現況宅地含む)とします。

問 役場 地域振興課 ☎ 43-1112

今須農業集落排水に接続しましょう

～豊かな水環境と美しいふるさとを子孫のために～

農業集落排水は、汚れた水を集め、きれいに処理してから川などに戻すことで、自然環境や生活環境を守っています。一戸でも多く農業集落排水に接続することで、生活排水などが大幅に削減され、下流に与える影響が小さくなります。平成23年度に完成した農業集落排水処理施設は、皆さんが接続してはじめて効果を発揮します。

公共用水域の水質保全のため、子どもたちが安心して遊ぶ環境ができるため、農業集落排水への接続に、ご理解とご協力をお願いします。

<工事について>

- まずは「関ヶ原町排水設備指定工事店」へご相談ください。
- 排水設備工事は「関ヶ原町排水設備指定工事店」以外では出来ません。

<接続後の注意点>

- マンホールポンプ故障の原因となりますので、トイレでは必ずトイレトーパー以外のものは流さないでください。
- 定期的に、分離ます(青色のフタ)を掃除してください。

<接続状況について>

今須農業集落排水への年度別接続状況は、右記のとおりです。



項目	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
処理区域内加入者数	351	353	354	354
接続戸数	72	127	153	170
接続率(%)	20.5	35.9	43.2	48.0

問 役場 水道環境課 ☎ 43-3053

耐震化促進事業のお知らせ

関ヶ原町では、地震に強いまちづくりを進めることを目的として国や県と共同して次のような事業を行っています。

木造住宅耐震診断事業

【申込要件】

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造の住宅であること
- ・一戸建ての住宅であること(店舗併用住宅は延べ面積の1/2以上が住宅部分であること)

【診断内容】

岐阜県木造住宅耐震相談士による耐震診断を実施し、耐震診断計算結果と補強のためのアドバイスを受けられます。自己負担はありません。

【申込方法】

産業建設課窓口備え付けのパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく自己診断を行い、申込書とともに産業建設課へ提出してください。

木造住宅耐震補強工事

【申込要件】

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造の住宅であること
- ・岐阜県木造住宅耐震相談士が設計監理を実施する耐震補強工事であること
- ・その他、関ヶ原町木造住宅耐震化促進支援事業費補助金交付要綱によるものであること
- ・平成28年2月12日までに完了する工事であること

【補助金の額】

一戸あたり120万円を限度とし、町内業者による施工の場合は、国・県・町が共同して全額補助します。なお町外業者による施工は自己負担が伴います。120万円を超える費用については町内外業者による施工に関係なく、自己負担となります。

建築物耐震診断事業

【申し込み要件】

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅以外の建築物であること
- ・建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと
- ・耐震診断の結果について、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の「耐震評価委員会」または県知事の認めた専門機関に諮られたものであること

【補助金の額】

木造住宅以外の戸建て住宅は13万円、戸建て住宅以外の建築物は下の表の額を限度額としてその2/3を国・県・町が共同して補助します。

*限度額のうち1/3と、限度額を超える費用は自己負担となります。

延べ面積1,000㎡以内の部分 2,060円/㎡	150万円または 左記のうち最小の額
延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1,540円/㎡	
延べ面積2,000㎡を超える部分 1,030円/㎡	

- ・平成27年12月28日までの土・日・祝祭日を除き受付・相談を行います。
- ・予算の都合上、翌年度受付となる場合がございますので、検討中の場合はお早めにご相談ください。

問 役場 産業建設課

☎ 43-3054



第30回町民ソフトミニバレーボール大会 第44回町民軟式野球大会を開催！

5月24日(日)、町体育協会主催のソフトミニバレーボール大会と軟式野球大会がそれぞれ行われました。ソフトミニバレーボール大会では笹尾チームが、軟式野球大会ではグリーンフィールドチームがそれぞれ優勝しました。

おめでとうございます。

ソフトミニバレーボール大会

優勝 笹尾
準優勝 TAMA



笹尾チーム▶

軟式野球大会

優勝 グリーンフィールド
準優勝 陣場野



▲グリーンフィールドチーム

関ヶ原グラウンド・ゴルフ場 第1回定例大会を開催！！

5月20日(水)、グラウンド・ゴルフ場において第1回定例大会が開催され、約400名の方が優勝を目指して競いました。

大会結果は次のとおりです。入賞された皆さん、おめでとうございます。

優勝	吉田建夫	長浜市	6位	前川與一郎	米原市
準優勝	寺島慎一	関ヶ原町	7位	瀧川保子	名古屋市
3位	清水紀代子	関ヶ原町	8位	小坂雅晴	垂井町
4位	高木幸男	関ヶ原町	9位	小山田功	羽島市
5位	上村宣子	関ヶ原町	10位	永田 弘	一宮市



いよいよ各生涯学習講座がスタートしました！

歴史のまち関ヶ原の生涯学習講座が5月よりスタートしました。

5月16日(土)に開催された「青少年ふるさと歴史ガイド講座」開講式においては、新たにメンバーも加わり、本年度の活動内容を確認しました。

5月21日(木)に開催された「ふるさと関ヶ原歴史講座」では、歴史研究家の坂本雅央氏をお迎えして、



細川忠興についてご講演をいただきました。

「ふるさと関ヶ原歴史講座」は1回のみでの参加も大歓迎です。各戸に配布しましたガイドブックで日程・内容等をご確認の上、社会教育課までご連絡ください。



5月22日(金)から始まった「せきはら史跡講座」では、町内に数多くある史跡、名所について、細見昌男氏を講師に招いて学習しました。





関ヶ原町青少年健全育成大会開催 ～私たちの思いよ みんなに届け～

6月6日(土)にふれあいセンターにて、関ヶ原町青少年健全育成大会(第41回少年の主張大会)が開催されました。

この大会の趣旨は、心身の最も柔軟な発達期にある少年・少女が、日頃実践したり、考えたりしていることを発表することにより、町民の皆様が青少年の考え方・感じ方・意見等にじかに触れ、青少年の健全育成に対する理解と関心を深めていただくことにあります。

当日は、約150名の参加者があり、各小中学校代表12名の意見発表を熱心に聞いていただきました。

【小学生の部】 ○最優秀賞 三宅 陽太
○優秀賞 三和 遥奈
山田 真衣
○奨励賞 岩井龍之介
藤井 昌幸
高野 柚日

【中学生の部】 ○最優秀賞 高野 杏月
○優秀賞 山口 眞京
○奨励賞 小林 奏
杉山 雄大
片山 華
三和 正人



7月は『青少年の非行被害防止全国強調月間』です。～毎月 第3日曜日は家庭の日～

新緑の関ヶ原を歩く 第10回関ヶ原古戦場ウォークが開催されました

6月6日(土)に関ヶ原町スポーツ推進委員会主催の第10回関ヶ原古戦場ウォークが行われました。当日は晴天にも恵まれ、絶好のウォーキング日和となり、町内外より集まった小学生以上の男女34名が、スタート合図の関ヶ原鉄砲隊大筒の号砲と共に島津義弘陣跡や大谷吉継陣跡などを巡る約11キロのコースを歩きました。



第69回 老人ゲートボール大会 第17回 老人ペタンク大会 を開催!

5月29日(金)、役場西 ゲートボール・ペタンク場において、町・老人クラブ連合会共催のゲートボール・ペタンク大会が開催されました。天候にも恵まれ、多くの方が活躍されました。

結果は次のとおりです。おめでとうございます。

ゲートボールの部
優勝 西 町チーム
準優勝 陣場野チーム
3 位 松 尾チーム



ペタンクの部
優勝 稻成会 Aチーム
準優勝 稻成会 Bチーム
3 位 緑寿会 Bチーム



ゆるキャラたちが啓発活動！ ～春の全国交通安全運動～

5月15日(金)、国道21号線関ヶ原バイパス野上チェーンベースにおいて、交通安全啓発活動を行いました。

当日は、ぎふ清流国体のマスコットキャラクター「ミナモ」や県警の「らびい」、関ヶ原町のゆるキャラ「武者丸くん」も参加し、ドライバーの皆さんに交通安全を呼びかけました。



本郷章夫さんが瑞宝双光章を受章

平成27年春の叙勲で、町内在住の本郷章夫さんが更正保護功績により、瑞宝双光章を受賞されました。

本郷さんは早くから少年保護のBBS運動に参加され、昭和50年に法務大臣から保護司の委嘱を受けて以来、40年にわたり、社会奉仕の精神で罪を犯した人々の更正を助けてこられました。不破保護区保護司会長、岐阜県保護司連合会副会長等をつとめられ、10年前の平成17年秋には藍綬褒章を受章されています。本郷さんの今後のますますのご活躍を期待します。受章おめでとうございます。



アンドリュー先生、ありがとうございました

ALTのアンドリュー先生が7月をもって任期を終えられます。1年間小中学校等でお世話になりました。ありがとうございました。

—— アンドリュー先生からのお別れの言葉 ——

I would first like to thank all of the students here in Sekigahara for all of their effort over the past year. I know you all tried very hard at studying English, and I'm very proud of all of you. I hope you enjoyed our time together as much as I did. I would also like to thank all of the residents of Sekigahara for helping to make my time here memorable and enjoyable. Despite my lack of ability to speak Japanese well, I nonetheless have felt welcomed by the people of Sekigahara since my arrival here. I have greatly enjoyed the opportunity to live and teach here. I have tried to learn a lot about Japan during my time here, and I'm excited for the opportunity to share that knowledge with others when I return to America. I am sad that I will be leaving after only one year, but I know that I will carry the memories of Sekigahara town, its beautiful countryside, and the kindness of everyone that lives here with me back to America. Thank you again for welcoming me into your community. I'm truly grateful.

まず初めに、この1年間大変な努力をされてきた関ヶ原町の全児童・生徒にお礼を言いたいと思います。皆さんが英語の勉強において、とても頑張られたことに誇りを感じます。一緒に勉強した時間を楽しんでくださったものと思います。また、私の関ヶ原町での滞在を、楽しく思い出深くして下さった関ヶ原町の皆様にもとても感謝しております。私が日本に住み始めてから、日本語が上手に話せないにも関わらず、関ヶ原町の方々は歓迎して下さいました。お陰さまで、日本に暮らし学校で働くという経験をとても楽しむことができました。ここでの暮らしの中で日本について学んだたくさんのことは、アメリカに戻ったら周りの人たちに伝えたいと思っています。たった1年で帰国することは悲しいですが、関ヶ原町の美しい自然、皆様のご親切など、ここでの思い出と一緒に持ち帰り、ずっと忘れません。私を皆様の仲間に入れていただき、ありがとうございました。本当に感謝しております。





今須中学校 3 年生が役場を訪問 広島での活躍を報告しました

6月10日(水)に、今須中学校3年生が「研修旅行の報告」と「関ヶ原古戦場ランドデザイン」の話を聞きに、役場 地域振興課を訪れました。今須中学校の3年生は、5月に広島への研修旅行に出掛けています。そこで、広島市内で出会った方に声をかけ、関ヶ原町をPRするために観光パンフレットを配付しました。この活動は昨年度、社会科の時間に「身近な地域の調査」という学習をしたことがき

かけです。統計資料を読むことや県外の方への聞き取り調査などを通して、関ヶ原町の現状について調べられました。そこから、より多くの方に関ヶ原町の魅力を発信したいと考え、取り組まれたそうです。「関ヶ原を知ってもらえてうれしかった。」「これからも町の活性化に協力したい。」と話してくれました。魅力ある町づくりに、積極的にかかわってくれる頼もしい存在です。



夏の交通安全県民運動

ゆずりあう心で 夏の交通事故防止

7月11日(土)～7月20日(月)

- ①夏本番を迎え、家族・友人等と行楽地などへの外出が増え、暑さによる疲労から注意力が散漫になった運転者の事故が発生します。
- ②一車両に複数人が乗車する機会が増すことにより、一度にたくさんの方が被害に遭うことが予想されます。
- ③例年この時期は飲酒運転が増える傾向にあります。
- ④夏休みを迎える子どもたちは外出の機会が増え、事故に遭う危険性が増します。このような夏特有の情勢を踏まえ、交通安全意識を高めて事故の防止を図ることを目的とします。



- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用徹底
- ・飲酒運転の根絶
- ・子供の交通事故防止

警察署 だより

子供が犯罪被害(誘拐)に 遭わないように

子供達が楽しみにしている夏休みを控え皆様へのお願い

- 1 「セーフティファイブ」を子供に言い聞かせてください。
(5つの約束) ●ひとりにならない ●ついていかない
●大声を出す ●近づかない ●話をする
- 2 子供の外出先や行動範囲を確認してください。
●子供が外出する時は「行き先・帰宅時間」を確認してください。
●子供の遊び場所・友人宅・通学路等を把握してください。
●「こども110番の家」を確認して、活用方法を教えてください。
- 3 地域ぐるみで、子供の見守り活動をお願いします。
●不審な人を見かけたら、近所の人と協力し「110番」してください。
●不審な人の人相・着衣等をメモしてください。
●子供を不審な人から引き離してください。
- 4 子供が連れ去られた時は、車のナンバー等を「110番」してください。
●連れ去られそうになっていたら、大声で近所の人に知らせ、引き離してください。
●子供から「声かけ・盗撮・わいせつな行為等」を聞いたら、すぐに警察に通報してください。

垂井警察署